

給実甲第1378号

令和8年2月27日

人事院事務総長

給実甲第934号の一部改正について（通知）

給実甲第934号（運賃等の値上げ等、在宅勤務等手当の支給又は通勤所要回数の変動に伴う通勤手当に係る届出の取扱いについて）の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
各庁の長（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第7条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。第4号において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合で、職員の勤務官署に変更が生じないときは、人事院規則	各庁の長（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第7条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。第4号において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合で、職員の勤務官署に変更が生じないときは、人事院規則

9—24（通勤手当）（以下「規則」という。）第3条の規定による届出（以下「届出」という。）に代わる適宜の措置をもって届出があったものとして取り扱うことができるものとする。

一 職員が利用するものとされている交通機関等の運賃等の値上げ又は値下げ（以下「値上げ等」という。）が行われた場合で、当該値上げ等の後も引き続き当該交通機関等を利用することとなる職員について、次に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ次に定める月から値上げ等の後の運賃等の額を基礎として通勤手当の額を算出することとなるとき。

イ 定期券（規則第4条第1項に規定する定期券をいう。）を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等に係る通勤手当（ハに掲げるものを除く。）当該通勤手当に係る支給単位期間（給与法第12条第9項に規定する支給単位期間をいう。）に係る最後

9—24（通勤手当）（以下「規則」という。）第3条の規定による届出（以下「届出」という。）に代わる適宜の措置をもって届出があったものとして取り扱うことができるものとする。

一 職員が利用するものとされている交通機関等の運賃等の値上げ又は値下げ（以下「値上げ等」という。）が行われた場合で、当該値上げ等の後も引き続き当該交通機関等を利用することとなる職員について、次に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ次に定める月から値上げ等の後の運賃等の額を基礎として通勤手当の額を算出することとなるとき。

イ 定期券（規則第4条第1項に規定する定期券をいう。）を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等に係る通勤手当（ハに掲げるものを除く。）当該通勤手当に係る支給単位期間（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下

<p>の月の翌月</p>	<p><u>「給与法」という。）第12条第8項</u>に規定する支給単位期間をいう。）に係る最後の月の翌月</p>
<p>ロ (略)</p>	<p>ロ (略)</p>
<p>ハ <u>規則第19条第4項</u>に掲げる通勤手当 同項に定める期間に係る最後の月の翌月</p>	<p>ハ <u>規則第16条第4項</u>に掲げる通勤手当 同項に定める期間に係る最後の月の翌月</p>
<p>二～四 (略)</p>	<p>二～四 (略)</p>

以 上